

# 里帰り等における妊産婦健診について

里帰り等で沖縄県外で妊産婦健診を受けられる方は、受診される医療機関が決まりましたら、子育て応援課へご連絡下さい。下記の方法で対応します。



## 1. 糸満市と医療機関が委託契約を結ぶ

- ・医療機関との契約手続き、支払い事務等は糸満市で行います。
- ・受診方法は県内と同様です。(県内で使用している妊婦健診受診票、産婦健診受診票が必要です)

## 2. 糸満市と契約ができない医療機関については償還払(払い戻し)を行う

糸満市と契約等ができない医療機関で自己負担により妊婦健康診査、産婦健康診査を受診した場合はその健診料について糸満市が定めた額の範囲内で償還払(払い戻し)を行います。手続きの方法は下記のとおりです。

※受診票で定められた検査を行った場合が対象です。

妊産婦健診を受診した後、右の二次元コードを読み取って申請して下さい。または、糸満市HP「妊産婦健診償還払」より申請して下さい。



### 〈申請に必要な添付書類〉

- ・受診した医療機関が発行する領収書(または糸満市妊産婦健康診査受診証明書)
- ・親子(母子)健康手帳の写し(表紙部分・妊娠経過のページ・産婦健診結果のページ)
- ・通帳またはキャッシュカードの写し(振込先金融機関名、支店名、口座番号、口座名義の分かるもの)
- ・妊婦健康診査受診票(未使用分、県外医療機関受診にて記入分)
- ・産婦健康診査受診票(結果記入済)

※領収書を紛失した場合は、糸満市妊産婦健康診査受診証明書で証明を受ける必要があります。  
※申請期限:当該妊産婦健診の1回目を受診した日の翌日から起算して1年以内

〈次のような場合は払い戻しの対象外になります〉

- ・助成の上限額を超えた費用・健康保険適用の診療・妊娠判定のための診療等
- ・受診票に定められた検査を受けていない場合

### 〈お問い合わせ先〉

〒901-0392 沖縄県糸満市潮崎町1丁目1番地 TEL 098-840-8181  
糸満市役所 こども家庭センター 母子保健係

### ※ 里帰り等における予防接種について ※

里帰り等で、県外(離島)滞在中に定期予防接種を受ける際は、事前に手続きが必要です。

※手続きなく接種した場合は、接種費用が全額自己負担となり、予防接種による事故があった場合等に法律による救済措置が受けられなくなります。

接種する医療機関が決まりましたら、健康推進課 予防接種担当までご連絡ください。

健康推進課 TEL 098-840-8126